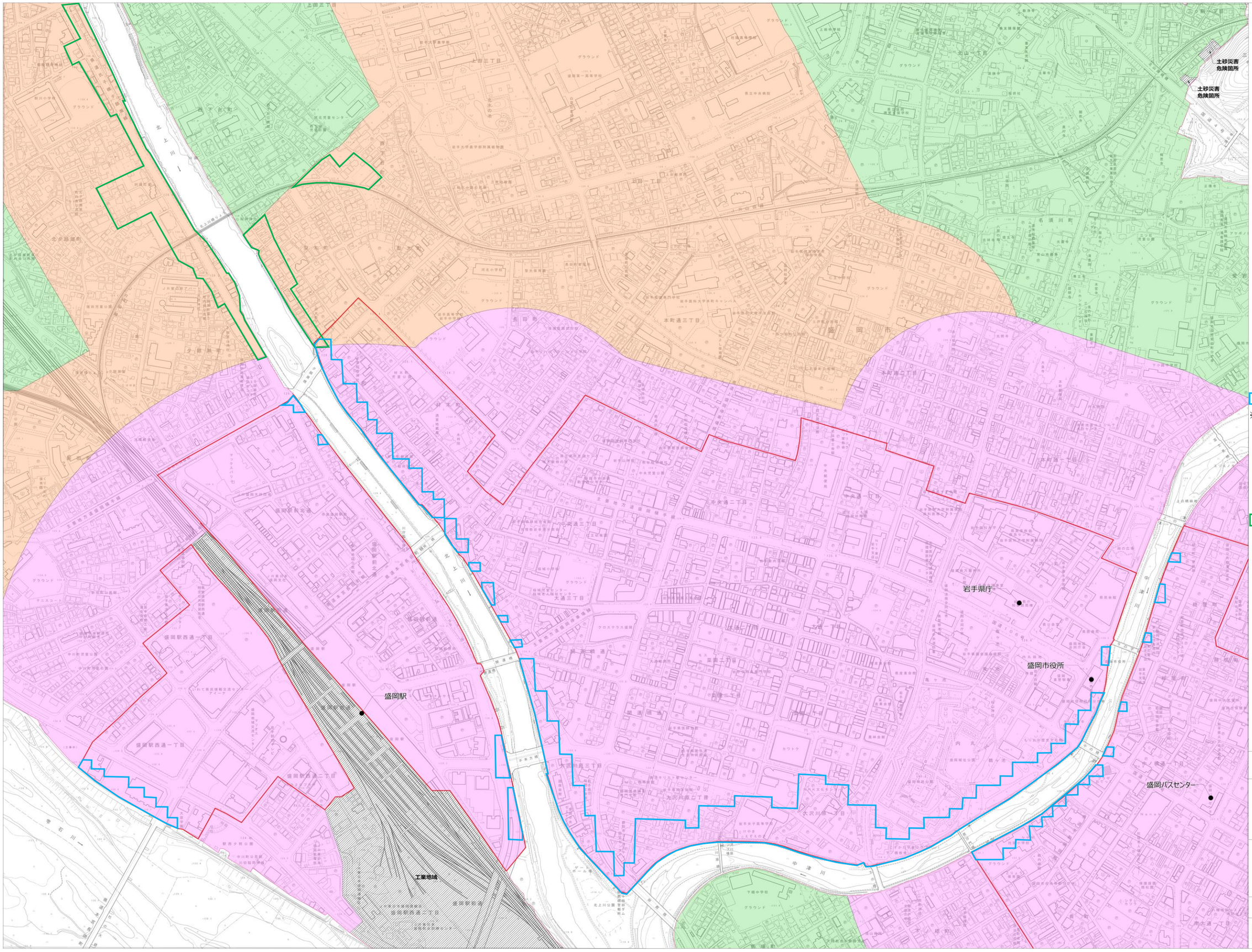

：都市機能誘導区域外

※第２回変更（令和５年３月31日）において都市機能誘導区域に設定しないこととした範囲です。

：居住誘導区域外

※第２回変更（令和５年３月31日）において居住誘導区域に設定しないこととし、一般居住区域に設定した範囲です。

誘導区域図

（ 14 / 27 ）

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域

中心拠点
地域拠点

居住誘導区域

都心居住区域
公共交通沿線居住区域
居住環境形成区域

その他の市街化区域

一般居住区域
その他の市街化区域

※その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別用途地区・地区計画の5%住宅の建築が制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、総合運動公園。

0 50 100 200m
1:2500

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/2500、1/10,000)を複製したものである。
（承認番号）平成29年8月21日岩手県指令都第8-5号